

下関市立大学履修規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 5 7 号

改正 平成20年2月29日規程第6号
平成20年6月3日規程第34号
平成21年1月9日規程第1号
平成21年2月27日規程第7号
平成21年3月31日規程第21号
平成22年6月18日規程第10号
平成22年9月27日規程第17号
平成23年2月4日規程第2号
平成24年1月31日規程第3号
平成24年6月29日規程第13号
平成24年10月12日規程第14号
平成25年2月27日規程第4号
平成25年3月28日規程第9号
平成27年2月20日規程第3号
平成27年2月20日規程第4号
平成28年8月5日規程第23号

(目的)

第 1 条 この規程は、下関市立大学学則（平成 1 9 年規則第 1 号。以下「学則」という。）第 2 6 条第 3 項の規定に基づき履修に必要な事項を定めることを目的とする。

(Semester 制)

第 2 条 下関市立大学（以下「本学」という。）の授業は、専門演習を除き、Semester 制を採用する。

2 前項の Semester 制とは、1 学年を学期に区分し、集中的に密度の濃い学習を行い、単位認定を完結させる制度をいうものとする。

3 本学で採用する Semester 制度は、春学期及び秋学期の 2 学期制とする。

4 専門演習は、通年の科目とする。

(専攻応用の選択)

第 3 条 経済学科又は国際商学科の学生は、卒業見込年度の春学期履修登録期間に、学則別表第 9 の規定による専攻応用の 1 つの群の選択を行わなければならない。

(履修可能年次)

第 4 条 学生は、各人の当該年次及びそれ以下の年次に配置された授業科目のみを履修することができる。

(履修登録)

第 5 条 学生は、各学期の定められた期日までに履修届を提出し、当該学期に履修する科目を登録しなければならない。

2 前項で登録した授業科目に限り、単位の修得ができる。

3 合格した科目について再度履修することはできない。

4 履修登録の変更の手続きについては、当該学期に定められた期日まではできるものとする。

(履修制限)

第6条 履修できる単位数(以下「履修制限単位数」という。)は、各学期22単位までとする。ただし、在籍期間が4年を超える学生、編入学生及び外国人留学生においては、各学期24単位までとする。

2 前項に規定する単位のうち専門演習については、各学期2単位として計算する。

3 次の各号に掲げる科目の単位は、履修制限単位数に含めない。

(1) 学則別表第1 基礎科目のうち外国研修

(2) 学則別表第3 専門教育のうち教職専門の科目

(3) 学則別表第5 キャリア教育科目のうちインターンシップ及びPBL

(4) 学則別表第6 自発学習科目に規定する科目

(5) 学則別表第7 副専攻に規定する科目

(6) 学則別表第8 教育職員免許状取得のための科目に規定する科目

(外国語等)

第7条 学生(外国人留学生を除く。)は、外国語の履修において、第一外国語として英語、中国語、朝鮮語のうち一つの外国語を、第二外国語として英語、中国語、朝鮮語、ドイツ語、フランス語のうち第一外国語とは異なる1つの外国語を履修しなければならない。

2 外国人留学生は、外国語の履修において、第一外国語として日本語を、第二外国語として英語、中国語、朝鮮語、ドイツ語、フランス語のうち一つの外国語を履修しなければならない。この場合において、第二外国語には当該学生の母語を履修することはできないものとする。

3 外国語実習は、履修する第一外国語と同じ外国語を選択しなければならない。

(アカデミックリテラシー、基礎演習及び発展演習)

第8条 アカデミックリテラシー、基礎演習及び発展演習は、再履修することはできない。

(専門演習)

第9条 専門演習Iを履修することができる条件は次の各号のとおりとし、学生は当該条件が満たされた年度の春学期に専門演習Iを履修しなければならない。ただし、編入学生にあっては、入学時に当該条件を満たしているとみなし、在学初年度の春学期に履修しなければならないものとする。

(1) 在学期間が2年間以上であること。

(2) 修得単位数(自由科目を除く。)の合計が36単位以上であること。ただし、外国人留学生については28単位以上とする。

- (3) アカデミックリテラシー、基礎演習及び発展演習を前年度までに履修していること。
- 2 専門演習Ⅰは、再履修することはできない。
 - 3 専門演習Ⅰの単位を修得できなかった学生は、専門演習Ⅱを履修することができない。
 - 4 専門演習Ⅰの単位を修得した学生は、専門演習Ⅱを履修しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると学長が認めたときは、この限りでない。
 - 5 専門演習Ⅱの指導教員は、やむを得ない場合を除き、専門演習Ⅰと同じでなければならない。
 - 6 専門演習Ⅱを履修している学生のうち、秋学期に休学したために当該科目の評価が失格となった者は、次年度以降の秋学期に専門演習Ⅱを履修することができるものとする。
 - 7 前項の規定により次年度以降に専門演習Ⅱを履修した者は、専門演習Ⅱを通年で履修したものとみなす。
 - 8 専門演習Ⅱは、卒業研究（卒業論文）を必須とし、卒業研究（卒業論文）は、別に定める期日までに学務グループ教務班に提出しなければならない。
 - 9 卒業研究（卒業論文）の提出に関することは、別に定める。
 - 10 学則第14条第2項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた学生、学則第33条の規定により休学した後復学した学生及び学則第36条で定める派遣学生の専門演習の履修については、前各項の規定にかかわらず、教務委員会の審査を経て、学長が決定する。なお、派遣学生の派遣中の専門演習の履修申請及び承認については、様式第1に定める専門演習履修承認申請書及び様式第2に定める指導計画書により行う。

（代替履修）

第10条 前条第3項又は第4項ただし書の規定により専門演習Ⅱを履修しない学生は、所属する学科の専攻応用から4単位に相当する科目を専門演習Ⅱの代替として指定し、履修しなければならない。

- 2 前項の規定により履修した科目で修得した4単位は、学則別表第9の規定による専門演習Ⅱを履修できない場合に別に定める方法で履修した科目の4単位とする。

（インターンシップ）

第11条 学則別表第5で規定する「キャリア教育科目」のうちインターンシップによる単位認定については、次の各号のとおりとする。

- (1) 認定の対象者は、下関市立大学キャリア委員会（以下「キャリア委員会」という。）を通して就業体験を行った者とする。
- (2) 成績の評価は、就業受入担当者による評価、学生による成果報告を総合的に勘

案して、キャリア委員会が行う。

(重複履修)

第12条 次の各号のすべてに該当するときは、下関市立大学教務委員会（以下「教務委員会」という。）の審査の後、履修制限単位数の範囲内で授業の重複履修を認めることができる。

- (1) 4年次において卒業又は教育職員免許取得に必要な単位を満たすための科目であり、授業時間割上他の科目の受講が不可能な場合であること。
- (2) 重複する授業科目が同一時限に2科目であること。
- (3) 各学期において2組までの重複であること。
- (4) 重複履修する授業科目のうち少なくとも一方は当該学期以前に受講して不合格となった科目であること。
- (5) 実習・実技、演習及び学長が別に定める科目の科目相互の間の重複履修でないこと。
- (6) 実習・実技、演習及び学長が別に定める科目のいずれかに属する1科目と重複履修する科目については、当該学期以前に受講して不合格になった科目であること。

2 重複履修を希望する者は、当該学期に定められた履修登録締切日までに、様式第3に定める重複履修申請書を学長に提出しなければならない。

(成績評価)

第13条 学則第28条第2項に規定する秀、優、良、可及び不可の評価は、次の基準によって行う。

- (1) 秀 90点から100点まで
- (2) 優 80点から89点まで
- (3) 良 70点から79点まで
- (4) 可 60点から69点まで
- (5) 不可 59点以下

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、学則第28条第2項に規定する失格とする。

- (1) 出席日数が不足する場合
- (2) 試験を受けなかった場合
- (3) 試験において不正行為を行った場合

3 前項第3号に該当したときは、不正行為を行った試験の科目のほか、当該学期に履修登録をしているすべての科目（単位互換制度等によって当該学期に単位を認定される科目を含む。）を失格とする。

(その他)

第14条 学生の履修登録等について、本規程に定めのあるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日以前から在学している者の授業科目及び単位数については、別に定めるところによる。

附 則（平成20年2月29日規程第6号）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行し、この規程による改正後の下関市立大学履修規程第10条第9項の規定は、平成12年度入学者から適用する。
- 2 平成20年3月31日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規程による改正後の下関市立大学履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年6月3日規程第34号）

この規程は、平成20年6月3日から施行する。

附 則（平成21年1月9日規程第1号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月27日規程第7号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規程第21号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月18日規程第10号）

この規程は、平成22年6月18日から施行する。

附 則（平成22年9月27日規程第17号）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規程による改正後の下関市立大学履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年2月4日規程第2号）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規程による改正後の下関市立大学履修規程別表第1から別表第6までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年1月31日規程第3号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日現在在学し、引き続き在学する者に係る配当年次は、この

規程による改正後の下関市立大学履修規程別表第1から別表第6までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月29日規程第13号）

この規程は、平成24年6月29日から施行する。

附 則（平成24年10月12日規程第14号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目及び単位数は、第2条の規定による改正後の下関市立大学履修規程別表第1から第6までの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に伴い必要な経過措置は、学長が別に定める。

附 則（平成25年2月27日規程第4号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規程第9号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月20日規程第3号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月20日規程第4号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度までに入学した者並びに平成27年度及び平成28年度に編入学する者に係る履修方法は、この規程による改正後の下関市立大学履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年8月5日規程第23号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

様式第 1

年 月 日

下関市立大学長 殿

経済学部 _____ 学科

学籍番号 _____

フリガナ

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

専門演習履修承認申請書

学則第 3 6 条に基づき派遣留学するため、当該期間中の専門演習履修承認を申請いたします。

派遣大学及び期間				
大学	年	月～	年	月

申請科目	単位数	担当教員名

上記申請につき、指導計画書（様式第 2）に基づいて指導する方針であることを申し添えます。

専門演習担当教員 氏名 _____ 印

様式第 2 号

指 導 計 画 書

学籍番号	
氏 名	

指導内容

様式第3号

年 月 日

下関市立大学長 殿

経済学部 _____ 学科

学籍番号 _____

フリガナ

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

重複履修申請書

下関市立大学履修規程第12条に基づき重複履修の申請をいたします。

学期	曜日	時限	科目名1	備考	申請理由
			科目名2	備考	

※備考欄には、当該科目が不合格になった年度を記入してください。

別表(第15条関係)

ア 語学検定試験

言語	試験の名称	認定基準	認定単位	認定科目
英語	実用英語技能検定試験 (英検)	1級合格	1単位	第一外国語が英語の場合 英語演習a、b、c、d、e、f から1単位 第一外国語が英語以外の場合 英語L、M、N、O から1単位
		準1級合格	1単位	
		2級合格	1単位	
	TOEIC (公開テスト/IP)	800点以上	1単位	第一外国語が英語の場合 英語演習a、b、c、d、e、f から1単位 第一外国語が英語以外の場合 英語L、M、N、O から1単位
		650-795点	1単位	
		500-645点	1単位	
	TOEFL iBT	90点以上	1単位	第一外国語が英語の場合 英語演習a、b、c、d、e、f から1単位 第一外国語が英語以外の場合 英語L、M、N、O から1単位
		70-89点	1単位	
		52-69点	1単位	
	IELTS	6.5点以上	1単位	第一外国語が英語の場合 英語演習a、b、c、d、e、f から1単位 第一外国語が英語以外の場合 英語L、M、N、O から1単位
		5.5点又は6.0点	1単位	
		4.5点又は5.0点	1単位	
国際連合公用語英語検定 (国連英検)	A級以上合格	1単位	第一外国語が英語の場合 英語演習a、b、c、d、e、f から1単位 第一外国語が英語以外の場合 英語L、M、N、O から1単位	
	B級以上合格	1単位		
	C級以上合格	1単位		
中国語	中国語検定試験 (中検)	2級以上合格	1単位	第一外国語が中国語の場合 中国語演習a、b、c、d、e、f から1単位 第一外国語が中国語以外の場合 中国語L、M、N、O から1単位
		3級合格	1単位	
		4級合格	1単位	
		準4級合格	1単位	
	漢語水平考試 (HSK)	6級180点以上 又は高級口試合格	1単位	第一外国語が中国語の場合 中国語演習a、b、c、d、e、f から1単位 第一外国語が中国語以外の場合 中国語L、M、N、O から1単位
		5級180点以上 又は中級口試合格	1単位	
		4級又は 初級口試合格	1単位	
		3級合格	1単位	
	中国語コミュニケーション 能力検定 (TECC)	550点以上	1単位	第一外国語が中国語の場合 中国語演習a、b、c、d、e、f から1単位 第一外国語が中国語以外の場合 中国語L、M、N、O から1単位
		400-549点	1単位	
250-399点		1単位		
朝鮮語	「ハングル」能力検定試験	準2級以上合格	1単位	第一外国語が朝鮮語の場合 朝鮮語演習a、b、c、d、e、f から1単位 第一外国語が朝鮮語以外の場合 朝鮮語L、M、N、O から1単位
		3級合格	1単位	
		4級合格	1単位	
		5級合格	1単位	
	韓国語能力試験	4級以上合格	1単位	第一外国語が朝鮮語の場合 朝鮮語演習a、b、c、d、e、f から1単位 第一外国語が朝鮮語以外の場合 朝鮮語L、M、N、O から1単位
		3級合格	1単位	
		2級合格	1単位	
ドイツ語	ドイツ語技能検定	準1級以上合格	1単位	ドイツ語L、M、N、O から1単位
		2級合格	1単位	
		3級合格	1単位	
		4級合格	1単位	
フランス語	実用フランス語 技能検定試験	準2級以上合格	1単位	フランス語L、M、N、O から1単位
		3級合格	1単位	
		4級合格	1単位	
		5級合格	1単位	
日本語	日本語能力試験 ※学部留学生対象	N1合格	2単位	日本語実習a、b、c、d、e、f、g、h、i、j から2単位

イ 情報資格試験

試験の名称	認定基準	認定単位	認定科目
応用情報技術者試験(AP)	合格	2単位	プログラミング/情報システム論 から2単位
基本情報技術者試験(FE)	合格	2単位	プログラミング/情報システム論 から2単位

ウ 簿記検定試験

試験の名称	認定基準	認定単位	認定科目
簿記検定(日本商工会議所)	1級合格	2単位	簿記原理Ⅲ/簿記原理Ⅳ/原価計算論Ⅰ/原価計算論Ⅱ 会計学原理Ⅰ/会計学原理Ⅱ から2単位
	2級合格	2単位	簿記原理Ⅲ/簿記原理Ⅳ/原価計算論Ⅰ/原価計算論Ⅱ から2単位